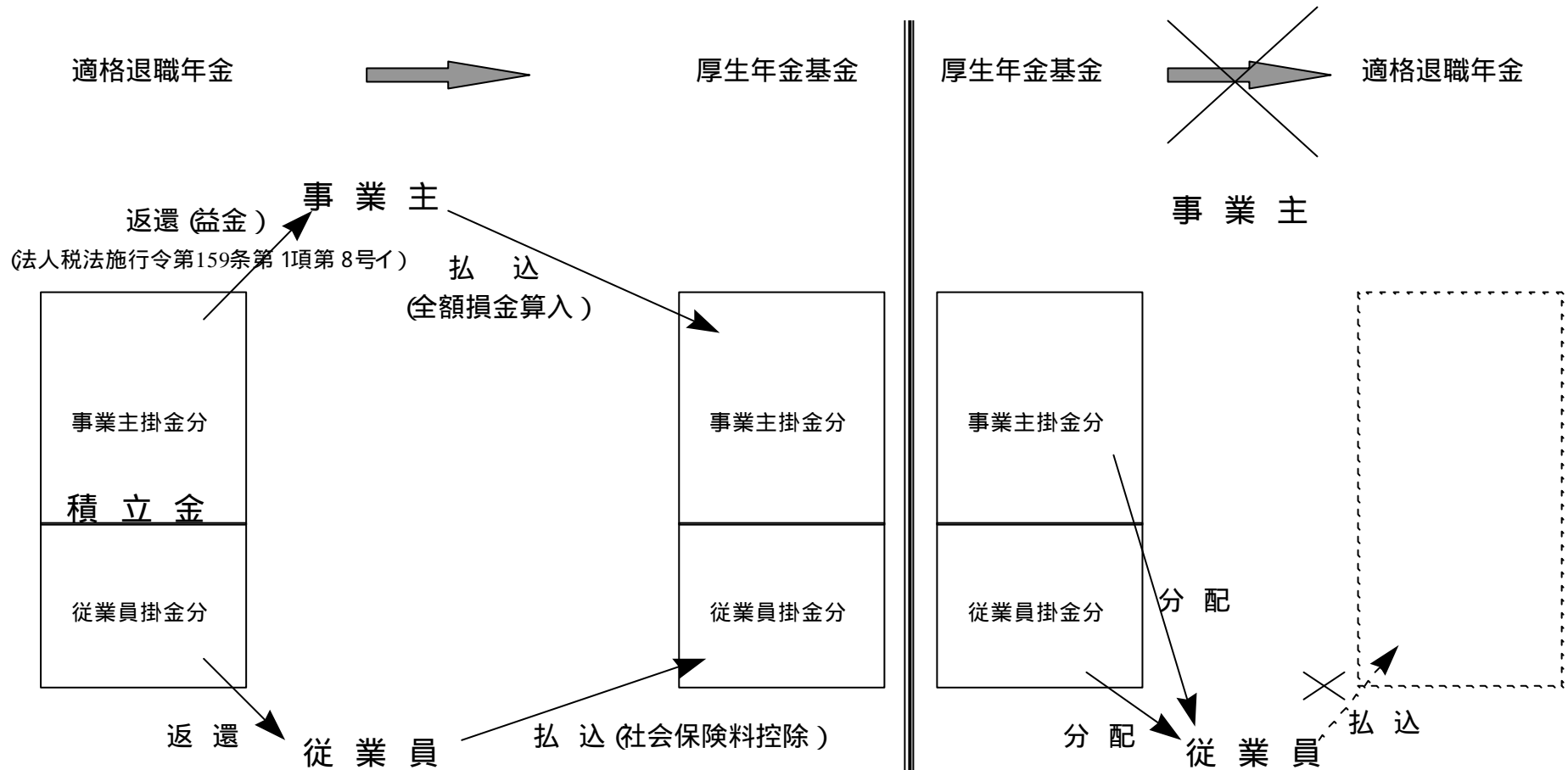


## 7. 適格退職年金から厚生年金基金への移行に関する税制措置



\* 適格年金契約を解除した場合、適格年金の積立金は、事業主に返還せず、加入者などの受益者等に帰属することが原則である。  
(法人税法施行令第159条第1項第8、9号)

\* 解散した基金の残余財産は、...解散基金加入員に分配しなければならない。  
(厚生年金保険法第147条第4項)